

但し、会社及び有するは、会社と爲すべく、行ふことになつた。
 何れも、理爲あり、温情に當り、株券の持格、方我等の、能幹、情を御察し、下上、之、格、善なる、会社、方、局、に
 委、授、せし、め、る、格、絶、大、存、の、御、声、援、あり、し、事、切、望、す、る、事、に、お、り、ま、す、

各位

城東電車從業員一同

1842

告秋第三八七五號

昭和五年十月二十八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 出 達 謹 藏 殿
 鉄道大臣 江 木 翼 殿
 逓信大臣 小 泉 又 次 郎 殿
 社會 局 長 友 友 殿
 各 府 縣 長 友 友 殿

城東電気軌道株式會社ノ債金整理ニ伴フ紛議(罷業)
 之關スル件 (第九報)-----二十八日朝迄

い、全、國、各、府、縣、市、町、村、に、お、き、て、本、會、社、の、債、金、理、理、に、關、し、て、各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (一) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (二) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (三) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (四) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (五) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (六) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (七) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (八) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (九) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、
 (十) 各、府、縣、市、町、村、の、長、官、に、お、き、て、御、聲、援、を、仰、せ、ま、さ、し、ま、す、